

令和6年度 不妊治療費の助成について

美瑛町では不妊治療費用につきまして、下記のとおり助成いたします。

《対象となる治療及び助成額》

種類	内容	上限助成額	備考
特定不妊治療 (生殖補助医療) 体外受精、顕微授精、男性不妊治療	①採卵を伴う治療	1回につき15万円	*治療内容③は、①②と同時申請が原則ですが、採卵前に男性不妊治療を行ったものの、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの対象とする。 *高額療養費制度等をはじめとする医療保険各法による任意給付適用後の自己負担額に対し助成する。
	②凍結胚など採卵を伴わない治療又は状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合	1回につき7万5千円	
	③精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)	1回につき15万円	
一般不妊治療 タイミング法、人工授精	医療保険法各法の規定による療養の給付が行われた場合の被保険者等の本人負担額	年間5万円	*医療保険各法に基づき不妊治療に関する任意の給付(付加給付)が行われる場合は、その額を除く *医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る「標準負担額」を除く

《対象者》

※下記1~6の要件をすべて満たす方で、要件を満たした日以降に受ける不妊治療が対象

1. 婚姻をしている夫婦であり、産科、婦人科等医療機関において「不妊症」と診断された方
(事実婚も含みますが、生まれる子の認知をする意向があることが必要です。)
2. 夫婦ともに美瑛町の町民であり、助成金交付申請日まで町内に在住していること
3. 医療保険法各法の規定に基づく被保険者もしくは組合員または被扶養者である者
4. 治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である者
5. 夫婦のいずれも町税等の滞納がない者
6. 他の市区町村において、上記不妊治療に要した経費の助成を受けていない者、又は受ける見込みのない者

《特定不妊治療の助成回数》

妻の初回治療開始年齢	40歳未満	40歳以上 43歳未満
通算助成回数	6回まで	3回



- *「年齢」は、初回の「1回の治療」開始時点（採卵準備のための投薬開始日等）での判断。
- *「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。また、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた授精胚による凍結胚移植も1回とみなします。
- *第2子以降の治療についても上記回数が適用になります。

《助成の申請手続き》

- *治療が終了した年度内に、美瑛町保健センターにて申請ください。
(原則1回の治療終了ごとにその治療が終了した翌日から60日以内に申請ください。)
- *「年度」は4月1日から翌年の3月31日までです。

《申請に必要な書類》

- ①美瑛町不妊治療費助成事業申請書(別記様式第1号)
- ②美瑛町一般不妊治療費助成事業受診等証明書(別記様式第2号)または、美瑛町特定不妊治療費助成事業受診等証明書(別記様式第3号)
- ③婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類(住民基本台帳で確認できる場合は不要)
 - ※事実婚の場合は、以下の書類の提出が必要です。
 - ・両人の戸籍謄本(発行日から3か月以内のもの)
 - ・両人の住民票(住民基本台帳で同一世帯であることが確認できる場合は不要)
 - ・同一世帯でない場合は、両人の事実婚関係に関する申立書(別記様式第7号)
- ④健康保険証(夫婦とも)
- ⑤不妊治療に要した費用の領収書及び診療明細書
- ⑥振込口座の通帳またはキャッシュカード(支店名、口座番号、名義人が記載されている面)のコピー
- ⑦高額療養費制度等の任意給付を受けた場合は、限度額適用認定証および高額療養費支給決定通知書等(加入する医療保険者より発行)

※①、②、③事実婚関係に関する申立書の様式は美瑛町ホームページ(<https://town.biei.hokkaido.jp>)からダウンロードできます。 [町ホームページトップ](#)→子育て支援・教育→不妊治療費助成



❀❀❀内容・申請に関するお問合せ先❀❀❀

美瑛町保健センター ☎ (0166) - 92 - 7000 / FAX (0166) - 68 - 7057